

八潮市危険ブロック塀等撤去改修補助金制度

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため
危険ブロック塀等の撤去又は改修工事費用の一部を補助します！

《事前相談》

申請される方は、工事着手の前に市と必要な協議をお願いします。市職員により現地調査を行います。

《補助対象となる危険なブロック塀等》

公道に面した高さが1.2mを超えるコンクリートブロック造又は組積造の塀で、地震により倒壊する恐れがあると認められるもの。

《補助対象事業》

撤去工事 危険なブロック塀等について、全て撤去する工事又は公道面からの高さが60cmを超える部分を撤去する工事

改修工事 危険なブロック塀等の全てを撤去した範囲内に、新たに安全な塀等を築造する工事

※市内に本店等がある施工業者（法人における本社又は個人事業主の場合は市内に住所があること。）を利用した工事に限ります。

《補助対象者》

次の全てに該当する方

- ①危険なブロック塀等の存する土地の所有者又は管理者
- ②市税の滞納がない方
- ③市で実施している同様の補助金を受けていない方

《補助金交付額》

撤去工事 撤去工事費用の2分の1又は1万円/mのいずれか少ない額
(限度額10万円)

改修工事 改修工事費用の2分の1又は2万円/mのいずれか少ない額
(限度額20万円)

※補助金は予算枠に達し次第、締め切ります。

■事前相談および問い合わせ先

八潮市都市整備部

住宅・建築課 建築担当

〒340-8588

八潮市中央一丁目2番地1

TEL048-996-2111 内線 468・469

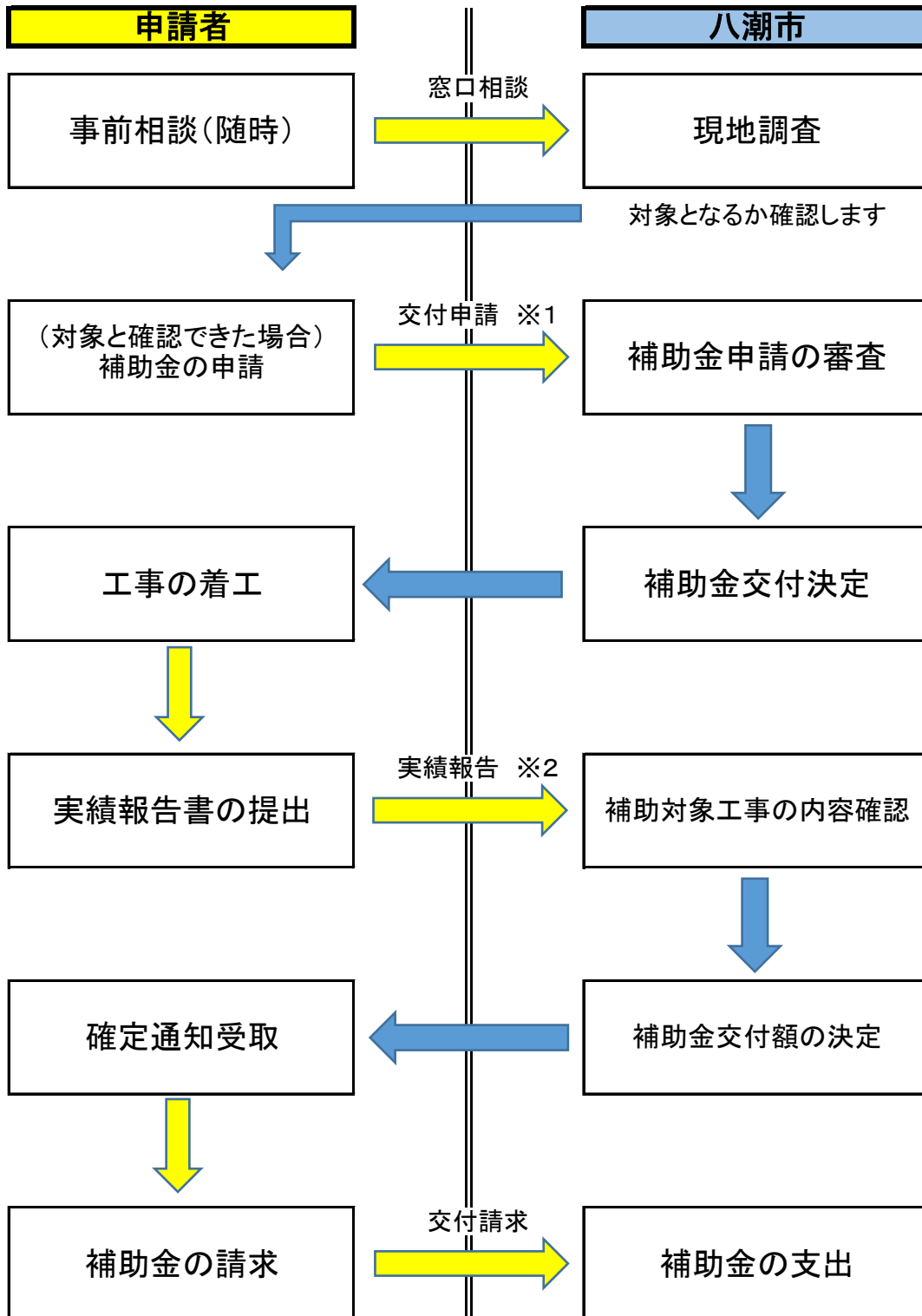
<ホームページ>



◇安全・安心のまちづくりのために◇

令和7年4月1日改訂版

【手続きの流れ】



※1 補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類
付近見取図、工事を行う場所を明示した図面、築造する安全な塀の図面(改修工事を行う場合に限る)、市税完納証明書、土地の所有又は管理を明確にできる書類、工事の見積書の写し、危険なブロック塀等の写真

※2 実績報告書(様式第6号)に必要な書類
工事中の写真及び完了写真、工事費用の内訳書、領収書の写し